

交通安全・自転車乗用マナー啓発特集号

広報としま9月20日号

おじいちゃん、うしろの席でもシートベルトしようね

秋の全国交通安全運動

高齢者の交通事故防止
 ■夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通安全啓発
 (特に、子どもと高齢者を中心として)
 ■自動車座席を意図したシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成18年9月21日(木)～9月30日(土)

内閣府

おもいやり 人に車に この街に 秋の全国交通安全運動 9月21日(木)～30日(土)

全国交通安全運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣付けと、広く国民(区民)の皆さんに交通安全思想の普及・浸透を図る運動です。皆さん自身が道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することで、交通事故防止の徹底を目的として全国的に実施されます。

問交通安全係 ☎3981-4856



豊島区交通安全協議会(会長/豊島区長)は、次の4点を重点とした運動を展開します。

高齢者の交通事故防止

外出する際は、信号を守ることや横断歩道を渡るなど、交通ルールを守ることを身に付けましょう。



二輪車の交通事故防止

自己の運転技量や二輪車の性能を過信することなく、カーブや交差点の手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけましょう。



夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通安全啓発(特に、子どもと高齢者を中心として)

昼間でも明るく目立つ服装を心がけるとともに、反射材を活用しましょう。

夕暮れ時は早めにライトを点灯し、二人乗り、携帯電話の使用や危険・迷惑な走行はやめましょう。

後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートは命を守る唯一の道具です。後部座席を含む全員がシートベルトをつけましょう。



ハートフルヘルメット 自転車の転倒事故から子どもを守るために

子どもを自転車の補助いすに乗せるときは、幼児用ヘルメットをかぶせ、自転車の転倒事故から守りましょう。

安全で快適に 自転車を 利用しましょう

自転車も「車」であることを認識して、歩行者への思いやりを持ち、ルールとマナーを守って利用しましょう。

自転車の歩道通行のルール

- ★「通行可」の標識がある歩道
 - ①歩行者に迷惑や危害を加えないように通行しましょう。
 - ②マークがある部分を通行しましょう。
 - ③マークがないときは、「車道よりの部分」を通行しましょう。

- ★「通行可」の標識がない歩道
 「車道の左側通行」が原則です。
 (通行可の標識がない歩道では、自転車は押して歩くことが決まりです)



通行可の標識



通行部分を示すマーク(道路標示)

全国、東京都および豊島区の事故状況(平成17年)

	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
全国	933,828	6,871	1,156,633
東京都	80,633	289	91,272
豊島区	1,620	7	1,809



●夜間無灯火
5万円以下の罰金・過失罰あり

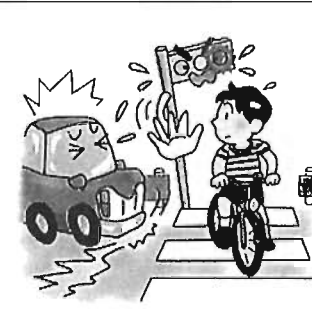


●二人乗り
2万円以下の罰金または料料
●携帯電話で話しながらの運転は、安全運転義務違反になる場合があります。

「あぶないよ 無灯火 携帯 二人乗り」
絶対やめよう!
交通ルール違反
違反した場合には、次のような罰則があります。



●一時停止違反
3か月以下の懲役または5万円以下の罰金・過失罰あり



●信号無視
3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



●酒酔い運転
3年以上の懲役または50万円以下の罰金

第8次「豊島区交通安全計画」を作成します

計画案の概要

交通安全計画作成の考え方

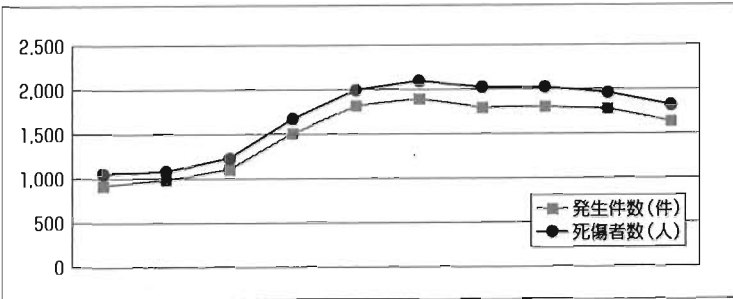
計画作成の主旨

この計画は交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき作成するものです。

区内の平成17年の交通事故発生件数は千620件で、平成13年発生件数の千885件をピークとして減少傾向にあります。

しかし、平成17年の交通事故死者数は7人で、平成8年以降では最多を記録するなど、引続き厳しい状況にあります。こうした交通事故発生原因として、自動車交通の量的拡大や都市活

区内交通事故発生件数・死傷者数の推移(平成8年～17年)



年	平成8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
発生件数(件)	930	977	1,117	1,505	1,816	1,885	1,801	1,792	1,765	1,620
死傷者数(人)	1,058	1,086	1,225	1,664	1,989	2,090	1,998	2,001	1,946	1,816
死者数(人)	6	4	3	6	1	5	6	5	5	7
負傷者数(人)	1,052	1,082	1,222	1,658	1,988	2,085	1,992	1,996	1,941	1,809

*東京の交通事故(警視庁交通部発行)より

動の24時間化などが考えられます。

交通安全対策を効果的に推進するためには、こうした交通情勢の変化に適切に対応して、実効性のある対策を重点的に実施していく必要があります。

区では、東京都の交通安全計画がめざしている「東京が世界一安全な都市」を踏まえ、人命尊重の理念に立ち、安心して生き生きと暮らせるまち、交通事故のない安全なまちを築くため、この計画を作成します。

計画の内容と期間

この計画は、交通安全対策基本法に基づき、第8次東京都交通安全計画に準拠して作成するもので、区における今後の交通安全施策の指針となるものです。

◆区内における陸上交通の安全

本計画では、特に取り組むべき重点課題として、次の3点を掲げ、関係機関が一体となって対策を推進します。

◆豊島区基本構想、基本計画、その他関係する諸計画との整合を図り、推進します。

◆交通安全に関する行動指針として、自助、共助の取組みを呼びかけます。

◆計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

区内の交通事故の状況

道路における交通事故

平成17年の発生件数は千620件、死傷者数は千816人で、前年に比べて減少しました。しかし、平成10年と比較すると、およそ1.5倍となっています。

◆鉄道・踏切における事故

平成13年から17年までの5年間で3件発生し、3人が負傷しています。

計画における目標

交通事故による死傷者をなくすことが最終目標ですが、施策の方向に定める各種の施策を着実に推進することで、さらなる交通事故減少を目指します。

計画の課題

目標を実現させるためには、区はもとより関係行政機関、事業者や区民の皆さんなどによるさらなる努力が必要です。

高齢者の交通安全の確保

豊島区の平成18年1月1日現在の高齢者人口(65歳以上)は4万6千874人、全人口に占める割合は19.8%で、今後ますます増加することが予測されています。高齢者は、他の年齢層に比べて交通事故による致死率が高く、特に歩行中や自転車乗車中の事故が多くなっています。これらの点に絞って対策の強化が必要です。一方、増加する高齢運転者の運転中における保護対策の強化や、安全運転の習得と実践ができる参加・体験・実践型の安全教育の推進が必要

施策の方向

施策の重点

課題となっている3つに重点をおき、その解決にむく施策を定め、次の対策を推進します。

◆高齢者の交通安全の確保

高齢者の交通事故の中でも特に多い、歩行中や自転車乗車中の事故を防止するため、歩道の整備など道路交通環境を重点に整備します。

交通安全協議会に高齢者交通安全対策の専門部会を設置し、組織的に交通安全講習会を地域ごとにきめ細かく実施します。また、増加する高齢運転者に対する運転中の保護対策として、高齢運転者マークを普及させ、一般運転者に対し高齢運転者マークを見かけたら、道をゆずるなど、思いやりのある運転を心がけるよう啓発に努めます。

◆二輪車事故の防止

若年層による二輪車事故を防止するため、交通安全教育・啓発を充実させるとともに、安全施設の整備、交通規制・取締りなどを総合的に推進します。

また、不足している二輪車駐車場の整備を促進します。

◆自転車の安全利用の推進

交通安全の基本的な基本は、区民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを身に付け、実践することです。そのため、年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めます。

道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑な交通を確保するため、地点別・路線別など交通実態に即応した交通規制を推進し、新駐車対策法の適正な運用と、自動車や自転車の駐車秩序を確立するとともに、自転車利用者を含む重大な交通事故に直結する悪質・危険な交通違反などの取締りを強化します。

◆区民

交通事故をなくすためには、区民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践することが大切です。

区民の皆さんに対しては、この計画を推進する担い手の一人として取組んでいただくよう、交通安全について考え、自助、共助の取組みを呼びかけていきます。

安全運転の確保

運転者教育の充実や事業所などにおける安全運転を確保するための施策を推進します。

◆救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の充実を図ります。

◆被害者の支援

交通事故に関連するさまざまな相談に応じるなど、交通事故被害者に対する支援制度の充実に努めます。

◆鉄道・踏切の安全確保

鉄道交通環境の整備と、安全な運行の確保を図ります。また、踏切道の立体交差化や踏切保安設備の整備などを推進します。

計画の推進

行政機関

区は、計画事業を着実に推進し、事業の実施にあたっては、関係行政機関などと連携し、総合的かつ体系的な交通安全対策を推進します。

◆関係行政機関などは、本計画の事業を推進するほか、必要に

応じ、区、交通関係団体などと連携、協力し必要な事業を推進します。

◆事業者、交通安全関係団体

事業者に対しては、事業所を中心として、安全運転管理者、運行管理者などを通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めるよう要請していきます。

交通安全をなくすためには、区民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践することが大切です。

区民の皆さんに対しては、この計画を推進する担い手の一人として取組んでいただくよう、交通安全について考え、自助、共助の取組みを呼びかけていきます。

ご意見を お寄せください

パブリックコメント制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。便せんなどに①ご意見②住所③氏名を記入し、10月20日までに「交通安全係」(あて先上部欄外参照)へ郵送してください。

※直接持参、ファクス、Eメールも可。

☎3981・4844

☎3981・4856

✉kotsuansen@city.tos
hima.toky.jp

閲覧できます

計画の全文は、交通安全課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区ホームページでご覧になれます。

HP <http://www.city.toshima.tokyo.jp>

困ります 自転車置き去り 知らんぷり 自転車の放置はやめましょー!

10月22日～31日は都内一斉の
放置自転車クリーンキャンペーンです

自転車は、地球環境に優しく、手軽で便利な、私たちの生活に欠かせない乗り物です。

しかし、その自転車も、路上に放置されれば歩行者を始めとする他の交通の妨げになるだけでなく、事故や火災の際の救助活動の妨げにもなりかねません。

また、自転車の盗難が増えているほか、自転車が関係する交通事故も多くなっています。ルールやマナーを守って、快適な自転車ライフを実現しましょう。

※放置自転車対策は、自転車と50ccまでの原動機付自転車が対象になります。
☎3981・4847

全国的にも有名な 豊島区の 放置自転車問題

平成11年には池袋駅が自転車放置台数全国ワースト1位になるなど、豊島区の放置自転車問題は、悪い意味で全国的に有名になっています。

区では、放置自転車問題の解消のため、自転車駐車場の増設、啓発活動、撤去活動の強化など様々な努力をしてきました。その結果、平成17年の調査では、全国ワースト10位まで改善されましたが、都内に限った集計では、池袋駅が都内ワースト1位、大塚駅が都内ワースト2位という不名誉な状態が3年連続記録されています。

放置自転車とは?

そもそも「放置自転車」とはどんな自転車を指すのでしょうか?

「乗り捨てられた自転車」という答えは、ここでは不正解です。

駅周辺には、通勤や通学、買い物などのため多くの自転車が集まっています。これらの自転車が歩道を含む道路上に置かれる様々な問題を引き起こしています。これが「放置自転車」です。「自転車法」第5条第6項では、自転車に乗ってきた人が、自転車を置いてその場を離れ、直ちに動かすことのできない状態が「放置」になると規定されています。

自転車駐車を ご利用ください

あなたが自転車を「乗り捨て」るつもりはなくても、「1日だけ」「数時間だけ」でも自転車を置き、その場を離れば、その瞬間「放置自転車」が生まれることとなります。

※自転車法：「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」が正式名称です。

駅まで近い方は 歩きましょう

撤去した自転車の所有者を調査すると、駅まで500m程度の距離にお住まいの方が放置している例が多く見受けられます。駅まで近い方は歩いていただき、放置自転車抑制に皆さんで取り組みましょう。

放置禁止区域・ 自転車駐車場

□は放置禁止区域です。
管理人のいる区立自転車駐車場(図中※)では、3時間以内の当日利用は無料です。

<h3>東池袋駅周辺</h3>	<h3>椎名町駅周辺</h3>	<h3>放置禁止区域・ 自転車駐車場</h3> <p>□は放置禁止区域です。 管理人のいる区立自転車駐車場(図中※)では、3時間以内の当日利用は無料です。</p>	
<h3>下板橋駅周辺</h3>	<h3>西巣鴨駅周辺</h3>	<h3>巣鴨駅周辺</h3>	<h3>駒込駅周辺</h3>
<h3>高田馬場駅周辺</h3>	<h3>目白駅周辺</h3>	<h3>池袋駅西口周辺</h3>	<h3>池袋駅東口周辺</h3>
<h3>落合南長崎駅周辺</h3>	<h3>東長崎駅周辺</h3>	<h3>千川駅周辺</h3>	<h3>要町駅周辺</h3>

※ 電話は【問い合わせ先】、〒は【申込み先】、HPは【ホームページ】、EMは【Eメール】、FAXは【ファクス】、☎は【フリーダイヤル】です。

放置自転車は撤去します

区では、放置自転車対策の一つとして、駅周辺を自転車などの「放置禁止区域」(3面下地図参照)に指定して、撤去活動を実施しています。

路上に置かれた自転車に警告札を貼付して、おおむね1時間以上移動されなかったものを撤去し、保管所に搬送しています。

撤去の際、自転車がチェーン錠でガードレールなどに固定されている場合は、切断して撤去します。切断したチェーン錠は弁償いたしません。

撤去した自転車の返還には撤去保管手数料が必要

自転車の撤去活動、保管場所の運営に関する経費、人件費などに年間2億円以上の費用がかかっています。

この費用を、自転車を放置した人にご負担いただくために、撤去した自転車の返還の際に、撤去保管手数料をお支払いいただきます。

撤去保管手数料
自転車：5千円
原動機付自転車：8千円

自転車の盗難にご注意ください

自転車の盗難に関する問い合わせが増えています。短時間の駐輪であっても必ずカギを掛けましょう。

自転車の盗難防止に欠かせない3つのポイント

◇防犯登録

盗難の際、「防犯登録が手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

◇二重のカギ

盗難を防ぐため、カギを二重にかけることが大切です。

◇名前の記入

自転車に名前を記入したり、目立つシールを貼るなど、自分の自転車がすぐ分かるようにしてください。

盗難にあつたらすぐに被害届の提出を

万一自転車が盗難にあつた場合は、すぐに警察へ被害届を出してください。

盗まれた自転車が放置され撤去された場合に、撤去の前日までに被害届が出されていないと、撤去保管手数料は自転車の所有者にご負担いただきます。

こんな声が寄せられています

邪魔にならないように置いたのに

意見 私は邪魔にならない所に置いたのだから、撤去しなくても良かったのではないかと。歩道をふさぐ放置自転車の最初の1台は、あなたの自転車かもしれません。

答 「今日だけだから良いだろう」「邪魔にならないように置くから良いだろう」「自転車を放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています。駅周辺にやってくる自転車が、あなたの1台だけであれば、あなたの考えは正しいかもしれませんが、邪魔になるうとお構いなしといった無責任な人も出てきます。町を歩くと、ある場所には放置自転車があふれているのに、細い路地を挟んだ隣の区画には1台の自転車も置かれていない、という状況を目にすることがあります。

人間の心理として、何も置か撤去した放置自転車に関する問い合わせは「自転車コールセンター」へ

一部の自転車の撤去は不公平では?

意見 私の自転車を撤去するのなら、すべての自転車を撤去すべきだ。一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ。
答 確かに、すべての自転車を撤去することが理想です。しかし、いま以上に多くの自転車を撤去するには、撤去作業員の経費が必要になるほか、何より問題になるのが、撤去した自転車を保管する場所の確保です。保管スペースの限界から、すべての放置自転車を撤去することは難しい状況です。このため区では、撤去場所と時間を定めて、効率的な撤去活動に努めています。

クリーンキャンペーンを実施します

区内一斉の放置自転車クリーンキャンペーンに合わせ、区内でも、池袋駅・目白駅・巣鴨駅で啓発活動を実施します。

実施日時

10月24日(火) 午後2時から

内容

啓発用品の配布、放置自転車への警告札の貼付など

撤去した放置自転車に関する問い合わせは「自転車コールセンター」へ

受付時間

平日：午前9時～午後7時
日曜日・祝日：午前10時～午後4時
◇休業日：土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日～1月3日

受付内容

①放置自転車撤去の有無の照会

※防犯登録番号が判明しているか自転車が名前が記入してある場合には個別の自転車の有無について(未記入の場合は駅ごとの撤去実績のみ)。
②撤去自転車保管場所と返還方法の案内
◇撤去日時の事前公表はしません。

放置自転車の駅別保管場所一覧

駅(撤去地域)	名称	所在地・電話
駒込	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 ☎5974-3056
巣鴨	(北口/JRの路線より北側)	北池袋保管所 池袋本町4-50 ☎3590-0544
	(南口/JRの路線より南側)	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306
西巣鴨	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 ☎5974-3056
池袋	(東口/グリーン大通りより北側)	東池袋5丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220
	(東口/グリーン大通りより南側)	池袋3丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661
	(西口)	千早4丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301
目白	池袋3丁目保管所	池袋3-58 ☎5951-2661
高田馬場	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837
椎名町(南口)	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837
東長崎	南長崎保管所	南長崎5-3 ☎3953-3532
落合南長崎	千早4丁目保管所	千早4-7 ☎3530-8301
要町	南長崎保管所	南長崎5-3 ☎3953-3532
千川	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837

◆保管所の返還時間…平日/午前9時～午後7時、日曜・祝日/午前10時～午後4時、休業日…土曜日、12月29日から1月3日
◆撤去保管手数料…自転車/5,000円、原動機付自転車8,000円

●自転車保管所

北池袋保管所

西巣鴨保管所

東池袋5丁目保管所

上池袋保管所

池袋3丁目保管所

池袋駅西自転車駐車場内保管所

千早4丁目保管所

南長崎保管所

※☎は[問い合わせ先]、📍は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、📅は[フリーダイヤル]です。